## 訂正とお詫び

「令和4年度版 2級建築士試験 学科 過去問セレクト7 NOW&NEXT」に誤りがありますので、下記の通り訂正いたします。

## ① p334 No.75 解説 2行目

正

正

誤	れる。従って、敷地全体に <u>第二種住居地域</u> の規定が適用される。建築物の位置に
正	れる。従って、敷地全体に <u>第一種中高層住居専用地域</u> の規定が適用される。建築物の位置に

## ② p348 No.120 解説 ※下記の解説に差し替えて取り組んで下さい。

4. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項第一号、同法施行令第8条第1項により、新築に係る特定建築物以外の建築物の床面積の合計が300㎡以上であるものは、エネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして、建築主は、原則として、工事に着手する日の21日前までに、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。誤り。

## ③ p348 No.121 解説 ※下記の解説に差し替えて取り組んで下さい。

4. 都市計画法第53条第1項第一号、同法施行令第37条により、軽易な行為として許可不要 な場合は、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転である。設問は、地上2階建ての木造の建築物の改築なので、この条件に該当し、都道府県 知事等の許可は不要である。誤り。

以上、誤りがありましたことを深くお詫びいたします。

**○**総合資格学院